

3 経営第 3216 号  
令和 4 年 3 月 29 日

関東農政局経営・事業支援部長 殿

農林水産省経営局就農・女性課長

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方について

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金における交付対象者の考え方を別紙 1 のとおり整理しましたので、採択時及び交付期間中において交付対象者を別紙 2 に基づき御判断いただき、判断結果を整理するようお願いします。

今後、交付対象者が適切に判断されたかどうか判断結果について報告を求めることがあり得ることを御承知おき下さい。

また、本件について、貴局管内の各都県に対して周知をお願いします。

(別紙1)

就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方について

1 就農準備資金

(1) 新規採択者

研修計画及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・就農ビジョンと研修の目的が明確であり、次世代を担う農業者になることについて強い意欲を有している者
- ・前年の世帯（本人のほか同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下である者
- ・研修の実行及び研修終了後の就農が確実に見込まれる者

(2) 継続者

研修状況報告及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・研修に積極的であり、指導者等関係者の助言・指導に従う者
- ・研修内容を理解し、就農に必要な技術や知識の習得が認められる者
- ・成績表の発行がある機関で研修する場合にあっては、最低評価がない者
- ・就農に向けた準備を行い、着実な就農が期待される者
- ・研修の出席状況が良好で、概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上の研修を受けている（受ける見込みがある）者

2 経営開始資金

(1) 新規採択者

青年等就農計画等及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・明確な将来の農業経営の構想があり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有し、経営の発展性の高い者
- ・前年の世帯全体の所得が600万円以下である者
- ・地域の担い手として期待されている者
- ・将来にわたって営農継続が期待される者

(2) 継続者

就農状況報告及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ・次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有しており、サポートチーム、都道府県普及指導センター等関係機関及び指導農業士等関係者の助言・指導に従う者
- ・営農に必要な技術や経営ノウハウを有し、適切な営農及び経営管理ができており、また、更なる経営発展に向けて積極的に取り組んでいる者
- ・自身の経営状況・課題を把握し、改善に取り組んでいる者
- ・年間150日かつ1,200時間以上で年間を通じて農業生産に従事している者
- ・概ね収支計画どおりの経営規模、生産量、売上高等を達成しており、青年等就農計画の目標達成が実現可能と見込まれる者（ただし、災害等計画作成時点で想定できなかった事態が発生した場合は除く）
- ・労働環境の整備や農作業安全・食品衛生管理に取り組んでいる者
- ・将来にわたって営農継続が期待される者
- ・前年の世帯全体の所得が600万円以下である者